

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域商品券発行事業（R7国補正）	①食料品等の物価高騰による家計の負担増を踏まえ、速やかに生活、暮らしの支援をするため、全町民に対して地域商品券（龍ちゃん商品券）を給付し、町民生活の安定と地域内経済の活性化を図る。 ②町商工会及び郵便局への委託料 ③町商工会及び郵便局への委託料 162,080千円（うち一般財源25,079千円） （1）給付費分：156,580千円（4,004世帯×20千円+7,650人×10千円）世帯給付とし、1世帯当たり20千円に1人当たり10千円を加算した額分 （2）事務費分：5,500千円（委託料として支出：印刷製本費、郵便料、事務用消耗品、人件費等） ④全町民（4,004世帯、7,650人（基準日：令和8年1月1日））	R8.1	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業（R7国予備費）	①長引く光熱水費や食料品等の価格高騰の影響を受けている福祉サービス事業所に対し、その影響を緩和するため支援金を交付することにより、事業の継続と安定化を図る。 ②福祉サービス事業所に対する支援金 （1）事業所割（1事業者あたり）通所系100千円、訪問・相談系30千円 （2）定員割（入所系）定員1人当たり10千円 ③支援金合計3,590千円（うち一般財源0千円） （1）事業所割1,180千円（100千円×10事業所+30千円×6事業所） （2）定員割2,410千円（10千円×241人） ④福祉サービス事業を運営する町内の法人（9法人）	R7.9	R7.12
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	宿泊事業者等物価高騰対策支援事業（R7国予備費）	①物価高騰による宿泊料の高騰に伴う観光客の減少の影響を緩和するため、個人宿泊客へ1人1,000円の町内商品券を付けるプランを造成することで、宿泊事業者を支援するとともに、町内経済の活性化を図る。 ②町内商品券購入費 ③町内商品券購入費用合計6,000千円（うち一般財源1,374千円） 1人/泊×1千円×6,000人（実施期間4か月×1月当たり1,500人見込） ④旅館業法の許可を受けている町内の宿泊事業者	R7.9	R8.3
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	短角牛肥育素牛物価高騰対策支援事業（R7国補正）	①エネルギーや物価の高騰による肥育素牛市場導入価格の高騰を受け、市場導入する町内肥育農家を支援するための支援金を交付することにより、農家の事業継続と安定化を支援する。 ②令和7年度における1頭当たりの市場導入価格と合理化目標価格（1頭当たり259千円）との差額を支援 ③支援金合計5,401千円（うち一般財源463千円） 肥育素牛のR7市場導入価格と合理化目標価格の差額の合計（58頭分）=5,401千円 ④町内肥育農家（短角牛）2戸	R8.2	R8.3
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産資材価格高騰対策支援事業（R7国補正）	①農業生産資材価格高騰の影響を受けている町内園芸農家に対し、その影響を緩和するための支援金を交付することにより、農家の事業継続を安定化を支援する。 ②農業生産資材（肥料・農薬等）に対する支援金（購入した農業生産資材の高騰分（物価上昇率1.24）を支援） ③支援金合計7,800千円（うち一般財源669千円） 認定農業者48人×100千円=4,800千円、一般農業者60人×50千円=3,000千円 ④町内園芸農家（認定農業者：48人、一般農業者：60人）	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	草地更新支援事業（R7国補正）	①配合飼料、燃料、肥料等の高騰に伴う畜産経営への影響を緩和し、畜産経営の柱である自給粗飼料基盤を強化するため、草地を更新する場合の経費について補助を行う。 ②草地更新に要する経費（種子、肥料、土壌改良、除草剤の購入等）に対する補助金 ③補助金額合計7,980千円（うち一般財源684千円） 266千円（/1ヘクタール：上限）×30ヘクタール=7,980千円 ④町内畜産農家等（30ヘクタール）	R8.2	R8.3
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	業務用省エネ電気製品買替支援事業（R7国補正）	①エネルギーや物価の高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、省エネの電気製品に買替を行った場合に補助を行い、物価高騰の影響を最小限に抑えたと共に、後年度への負担軽減を図り、もって事業の継続と安定化を支援する。 ②省エネ電気製品（冷蔵庫、冷凍庫、エアコン等）の買替に係る補助金（補助率1/2） ③補助金額合計15,000千円（うち一般財源1,286千円） 100者×150千円（上限）=15,000千円 ④町内個人事業主及び法人（100者）	R8.2	R8.3
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	宿泊施設省エネ支援事業	①エネルギーや物価の高騰の影響を受けている町内2つのホテル経営をする宿泊事業者に対して、省エネエアコンへの交換や冷暖房効率を高める施設改修を行った場合に補助を行うことで、今後の費用負担の軽減を図り、安定した事業の継続を支援する。 ②エアコンの交換及び冷暖房効率を高める改修に係る補助金（補助率2/3） ③補助金額合計24,000千円（うち一般財源2,057千円） 2者×12,000千円（上限）=24,000千円 ⑤町内で旅館業法の許可を得て宿泊事業を営む者（2者）	R8.2	R8.3